

水道加入金納入通知書兼領収書の誤記載について

この度、「水道加入金納入通知書兼領収書」の記載内容の一部に誤りがありましたので、お詫びさせていただくとともにご報告いたします。

1. 内容

令和5年9月25日以降に発行した水道加入金納入通知書兼領収書の金額欄において、消費税込みの金額を記載するところが、消費税抜きの金額となっております。また、内訳欄は消費税抜きの金額を記載するところが、消費税込みの金額となっております。

【例】

○誤

取引年月日		年度		
科目		領収番号		
納付内容				
金額		¥30,000	領収日	
内	課税10%	¥33,000	消費税	¥3,000
訳				
	合計	¥30,000		¥3,000

消費税抜きの金額が記載されています。

消費税込みの金額が記載されています。

○正

取引年月日		年度		
科目		領収番号		
納付内容				
金額		¥33,000	領収日	
内	課税10%	¥30,000	消費税	¥3,000
訳				
	合計	¥30,000		¥3,000

税込金額を記載し修正いたしました。

税抜金額を記載し修正いたしました。

※今回の水道加入金納入通知書兼領収書の誤記載によって、企業団が新たに水道加入金の納入を求めることはございません。

2. 事象確認日

令和5年11月7日

3. 原因

令和5年10月より導入されましたインボイス制度に対応するため、加入金システムの改修を行った際のプログラム設定を誤ってしまったためです。プログラムは令和5年11月8日に修正し、完了しました。

4. 誤記載対象件数

263件（令和5年9月25日～令和5年11月7日発行分）

5. 今後の対応

誤記載のあった給水装置所有者のお客様に対して、修正した「水道加入金納入通知書兼領収書」とともに、お詫びの文書を送付いたします。

6. 再発防止策

システム改修時での印字物のテストチェックを徹底します。

今後、水道加入金の納入通知書発行の際は、その記載内容の確認を確実にを行うことを徹底します。

本件に関するお問い合わせ先
包括業務委託会社
（株）群馬東部水道サービス
お客様サービスセンター
TEL0276-45-2732